



ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」

平成19年12月13日

各 位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
株式会社マネースクウェア・ジャパン
代表取締役社長 山本 久敏
(コード番号：8728 大証ヘラクレス)
問合せ先 代表取締役副社長 相葉 斉
電話 03-3211-5550(代表)
<http://www.m2j.co.jp>

金融庁による外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の結果について当社の対応状況の説明

平素は株式会社マネースクウェア・ジャパンが提供している外国為替証拠金取引「iFX Style」に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日、金融庁による外国為替証拠金取引業者に対してリスク管理の状況等に関する調査が行われ、その調査結果の概要が平成19年12月7日に公表されました。その結果を踏まえ当社のリスク管理状況等についてご説明申し上げます。

<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20071207-4.html>

(1) 区分管理の状況

当社では、お客様から預託を受けた資産を分別保全するために、以下のような対応を行っております。

- ① 住友信託銀行株式会社が管理する外国為替証拠金取引のための分別信託口座（外為証拠金分別管理信託）を利用して、お客様の評価損益を含む預託金の全額を分別管理・保全し、お客様の資産は信託財産として当社の自己資産と分別して保管しています。この信託保全スキームを「トラスト アカUNT プロテクション」と言い、現金残高、スワップ受払額及び為替差損益のすべてを、毎営業日当社のシステムにより時価残高の額を評価替えし、時価残高の総額以上の金銭が外為証拠金分別管理信託口座に分別保管されていることを確認して、時価残高の保全を図っています。
- ② お客様から受注する為替取引についても、住友信託銀行株式会社の外為証拠金分別管理信託口座を通じて為替のカバー取引を行い、為替取引により生じた損益が外為証拠金分別管理信託口座に自動的に保管される仕組みをとることで当社の破綻リスクから一線を画すことを実現し、お客様の信託財産を全額保全するスキームとなっています。
- ③ 信託財産については、円資産のみならず、外貨（米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル、英ポンド）証拠金も信託保全対象です。さらに、信託管理人が日々の評価替え時の分別金について1通貨単位（1円、1セント等）で信託財産として分別されているかを確認し、分別の透明性を高めるために証拠金残高の正確性を確認することを目的としたチェックを行っております。また、証拠金残高に関しては監査法人が当社と合意した手続きを実施しております。

(2) 自己勘定取引におけるリスク管理の状況

当社では自己勘定取引は行っていません。当社ではお客様から受注するすべての為替取引についてのみ、外為証拠金分別管理信託口座を通じて為替のカバー取引を行っています。

(3) 為替相場が急激に変動した場合のリスク管理の状況

金融庁のHPに掲載されている調査結果の概要を見ると、『為替相場が急激に変動した場合の対応策として、業者において自己勘定取引を停止する、あるいはカバー取引先との取引ができない場合には顧客からの受注をストップする、などの対応策を行っている業者と、行っていない業者があります。一般的に、為替相場急変時の対応策がないと、相場の急変などのリスクを業者が負うことになり、結果的に業者に損失が発生することがあります。』と記載されています。

まず、当社は自己勘定取引は行っていません。また為替相場が急激に変動した場合でも、お客様からの受注をストップする等の策を講じることはありません。当社ではどのような状況であれ、カバー取引先である住友信託銀行株式会社と連携し、お客様に約定できるレートを提供し、取引が出来る環境を提供し続けるために、M2 Jベイスクエアにおけるバックアップ体制、電話による受注体制の構築を行っています。

(4) 顧客及びカバー取引先との取引の状況

● 顧客との取引形態について

当社がお客様から注文を受ける方法は、電話による受注、ネットによる受注であります。

● カバー取引に係る業者のリスク管理について

当社のカバー取引先への発注の方法は、個別注文毎に即時カバー取引を行うことを原則としておりますが、相場状況等によっては、社内規程に基づく基準に則り包括的なカバー取引を発注することもあります。社内規程への遵守状況は毎営業日担当役員まで報告されています。

以 上

● このリリースに関するお問合せ先

株式会社マネースクウェア・ジャパン IR担当

Tel : 03-3211-5550 (代表) E-mail : ir@m2j.co.jp

株式会社マネースクウェア・ジャパン
金融商品取引業 関東財務局長(金商) 第 296 号
社団法人金融先物取引業協会 会員番号 1507

<取引に関する注意事項>

取引開始にあたっては契約締結前書面をよくお読みになり、リスク・取引等の内容をご理解いただいた上で、ご自身の判断にてお願い致します。弊社の外国為替証拠金取引「iFX Style」は、元本および収益が保証されているものではありません。また、取引総代金に比較して少額の資金でお取引を行うため、多額の利益となることもありますが、通貨価格の変動や金利動向の変化により預託した資金以上の損失が生じる可能性があります。また、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により外国為替取引が不能となる可能性があります。お取引に際し、弊社所定の手数料がかかります。手数料は価格上乘せ方式で「取得価格」と「成立価格」の差にお取引金額を乗じた額となります。また、手数料額は新規および決済のそれぞれ必要となり、スタイル・取引対象通貨により手数料は異なります(一通貨あたり片道3~10ポイント)。弊社が提示するレートは通常3~10ポイント程度買値と売値の差があります。取引に必要な証拠金額は、取引するスタイル・取引対象通貨により異なり取引総代金の6~100%となります。■iFX-one 取引総代金の100%(固定) ■iFX 50 取引総代金の50%(固定) ■iFX 25 取引総代金の25%(固定) ■iFX-pro 取引総代金の6~9%(市場環境により変動します。また取引対象通貨により異なります。)